ウ　応募グループの構成企業による出資比率の合計は、全体の50パーセントを超えるものとし、代表企業の出資比率は、出資者中最大とする。なお、構成企業以外の者がＳＰＣの出資者となることは可能であるが、事業期間全体にわたって、当該出資者による出資比率は出資額全体の50パーセントを超えてはならない。

エ　すべての出資者は、原則として事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

オ　一のグループの構成企業及び協力企業等は、他の応募グループの構成企業及び協力企業等となることはできない。

カ　次に掲げるものに該当するものは構成企業、協力企業等及び出資者となることはできない。

㈠　暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力

㈡　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体

㈢　法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがいるもの

キ　構成企業及び協力企業等の変更は認めない。ただし、構成企業又は協力企業等の倒産等やむを得ない事情が生じた場合は、国がその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

⑵　応募者の要件

ア　すべての応募者は、次の要件を満たす者であること。

㈠　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。

㈡　人工透析業務を実施する医療法人等を除いて、本事業に係る業務に対応した一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

㈢　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

㈣　国が本事業について、アドバイザリー業務を委託した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（㈤において同じ。）。

なお、本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、次のとおりである。

・プライスウォーターハウスクーパース㈱
・㈱病院システム
・八千代エンジニヤリング㈱
・アンダーソン・毛利・友常法律事務所
・みずほ総合研究所㈱
・アイテック㈱
・㈱山下設計
・西村あさひ法律事務所

㈤　入札説明書に定める事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

㈥　参加表明書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から入札書及び第２次審査資料の提出期限の日までの期間に、法務省から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成７年１月23日付け法務省営第181号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当する指名停止措置であって、指名停止期間が２週間以下のものである場合において、法令違反を根拠とするものでないときは、この限りでない。

イ　施設維持管理・運営業務に係る企業の参加資格要件

㈠　施設維持管理・運営業務に携わる構成企業又は協力企業等（人工透析業務を実施する医療法人等を除く。）は、平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、等級は「A」若しくは「B」の等級に格付された資格を有する者又は「C」の等級に格付されており、本公告と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者であること。なお、複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においてもこの要件を満たすこと。

㈡　給食業務に携わる構成企業又は協力企業等は、同一メニューを１回300食以上又は１日750食以上を提供する大量調理施設の運営能力及び調理実績を有しているほか、ＨＡＣＣＰに対する相当の知識を有している者を配置できること。なお、「相当の知識を有している者」とは、ＨＡＣＣＰ認証取得施設、ＩＳＯ22000認証取得施設又は地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等によりＨＡＣＣＰと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの調理施設の運営実績、ＨＡＣＣＰに関する書籍の出版等の実績、ＨＡＣＣＰに関する審査員資格等のいずれかを有している者をいう。

㈢　給食業務、衣類・寝具等の提供業務、清掃・環境整備業務、医療器具の滅菌及び消毒業務に携わる構成企業又は協力企業等は、一般財団法人医療関連サービス振興会の認定するサービスマークの認定を受けていること。

㈣　人工透析業務を実施する医療法人等は、平成16年４月１日から参加表明書の受付締切日までの間に、１年以上の人工透析治療の実績を有する次のいずれかの要件を満たす法人であること。

ａ　医療法（昭和23年法律第205号）第39条第２項に規定する医療法人

ｂ　私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置している者

ｃ　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設している者

ｄ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人のうち、病院の運営を目的とする者

ｅ　医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者（都道府県、市町村を除く。）

ウ　その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100―8977 東京都千代田区霞が関１―１―１　法務省大臣官房会計課調達第三係　谷口　公一　電話03―3580―4128

⑵　入札説明書の交付方法　上記⑴の場所にて公告日より交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成28年４月６日14時00分　東京都霞が関１―１―１東京保護観察所集団処遇室（中央合同庁舎６号館Ａ棟１階）

⑷　入札参加資格審査書類の受領期限　平成28年５月27日17時00分

⑸　提案書の受領期限　平成28年８月15日17時00分

⑹　入札書の受領期限　上記⑸に同じ。

⑺　開札の日時及び場所　平成28年10月24日14時00分　法務省大臣官房会計課入札室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査書類、提案書及び入札書について、３⑷ないし⑹の受領期限までに、３⑴に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）の方法により提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。